

営業時間及び休業日の公表方法について

当社は、標準約款第二条に定める営業時間および休業日の公表について、**当社ウェブサイトに掲載する方法をもって行っております。**

このため、営業時間および休業日に関する情報については、**営業所その他の事業所の店頭への掲示は行っておりません。**最新の情報は当社ウェブサイトをご確認ください。